

令和6年度第3回加古川市介護保険運営協議会 要旨

日 時：令和7年3月13日（木） 14:00～16:30

場 所：加古川市役所 新館 10階大会議室

出席者：【委員】9名出席

【事務局】14名出席

1 開会

(委員)

あいさつ

2 審議事項

令和7年度における介護サービス基盤等整備方針について

※加古川市情報公開条例第5条第5号に基づき、審議内容及び資料を不開示とします。

3 報告事項

(1) 令和6年度上半期地域包括支援センター（以下、「包括」という。）活動報告について

(事務局)

資料2より説明

(委員)

事務局からの説明は終わりました。何か質問はありますか。

(委員)

総合相談活動状況調べについて、3点伺います。1点目、消費者被害はどのようなものがあるのか。2点目、カテゴリの相談内容（全件数）と主相談件数の基準について。3点目、生活相談の主な相談内容について教えてください。

(事務局（包括）)

消費者被害については、今年度、包括の職員を名乗った不審な電話が相次ぎ、高齢者やご家族の方から市や警察に相談が入りました。個人情報聞き出そうとしたものと推測されます。市と協議しながらどのように対応するか啓発文書を回覧するなど対策を講じました。その他には、リフォーム詐欺や悪質な水道工事など被害に遭いそうになった、遭ってしまったという相談もあります。

生活相談については生活困窮、経済的に課題があるケースをカウントしています。また、生活する場として居住する施設についての相談を受けることもあります。このような生活に関わ

る相談をカウントしています。

(事務局 (包括))

相談内容、主相談件数の判断基準ですが、1回の相談の中で複数の相談、例えば、介護保険に関する相談に加えて、認知機能の低下がみられるが病院はどこを受診すればよいかと相談があった場合は相談内容(全件数)の該当する項目すべてにカウントした上で、相談内容の中でも一番困っている内容、メインとなる相談を「主相談件数」へカウントしています。生活相談については、生活困窮に関することになります。生活費についての相談から生活保護申請や逆に生活保護を拒否される場合もありますので継続的な支援が必要となることもあります。

(委員)

生活保護以下の経済状態でどうしたらいいだろうという場合に、福祉関係部署と連携して対策を講じるケースがあると思いますが、具体的にどんなことで困っているか、こんなことができれば経済的に回避できるのではないかとといったことなど実態について教えてください。

(事務局 (包括))

生活保護を受給された方が介護サービスや医療サービスを受けやすくなったことで生活も安定するといったケースも多々見受けられます。その一方で、生活保護を受給したくないといった気持ちの方もおられ制度へ結びつかないケースもあります。市と情報共有し一緒に訪問して悩み事や困りごとを伺いながらスムーズに制度利用できるように進めています。制度利用に結びつかないこともあり悩むことはありますが関係機関の方々とどのように支援していくかについて話し合いを行っています。

生活保護受給を拒む方についても介護サービスや医療サービスなど、何かしらのサービス利用が叶う仕組みがあればよいのではないかと感じることもあります。

(事務局 (包括))

ケースごとに対応方法を考えながら支援しています。当包括のケースで、独居で身寄りがないため成年後見制度にも繋がらず、お金の管理を誰かがしないといけないといった状態の時に、成年後見人がつくまで、ケアマネとヘルパーと関係職員で情報交換しながら金銭管理を複数人で行い何とか生活を維持していくということがありました。市や成年後見支援センターと連携し制度に繋がるまで支援しているのが現状です。

(委員)

例えば、貧困な高齢者が子供と同居しているが、子が金銭面で支援をしない場合に生活保護を受給することができるのか。子と世帯を分離すれば申請できるのか。実際、市でこのようなケースがあるのでしょうか。

(事務局 (包括))

子が親の経済的負担を負っているという話は耳にしています。親と子で分離して家庭の会計を分けて親が生活保護を受給できたらいいと感じるケースもあります。

別居のとらえ方が世帯分離で叶うかについてですが、同じ屋根の下で同居している場合は生活保護の制度では同じ収入としてみなしてしまうと聞いています。もどかしく感じることもあります。経済的な支援を子が抱え込んでしまい親子共に潰れてしまうことは悲しいことなので、生活福祉課と相談しながら対応等について協議を行い関わっていきたくと考えています。

(委員)

高齢部門は担当部署ではないので一般的な回答となるでしょうが教えてください。

先の例で、生活保護を受けざるを得ない状況の人は市町村のやり方次第で受け入れることもあるのでしょうか。介護者や介護施設者が負担を負うというのも不条理な話です。制度の使い方、ルール、考え方は明確にしにくいのでしょうか。

(事務局)

世帯分離しても同居であるとみなされ同居の片側のみが生活保護を受給するという事は難しいと聞いています。制度の利用が必要となれば説明を行い進めていきます。生活保護を拒否される方もありますが、その方に判断能力があるのか正当な判断ができているのかも見極めながら関りが必要となります。正常な判断ができていない場合は成年後見制度の申し立てを進めます。また、虐待の観点からセルフネグレクトと取れる場合は保護することもあります。ケースバイケースなのでどの選択肢がよいかは支援者で話し合いを行いながら進めています。

(委員)

同居、つまり同一居住で生活している場合の生活保護申請は一切認めないのが市の方針ということでよいでしょうか。

(事務局)

同じ屋根の下という表現がありましたが、同じ居住地の中で生活保護を受ける方と受けない方がいるというのは、生活保護法の中では認められていませんのでその場合、親子で住みたいという気持ちがあったとしても経済的な部分を優先するのであれば別居していただき法律に基づき進めていくこととなります。親は別居先の家賃を生活保護費から、生活費も生活扶助費として支払いしていき、子も独立して生活していくこととなります。子が高校生や、大学生でバイト収入による所得があるため生活保護を受けられない、保護費が減るといったこともあります。その場合は同一居住を世帯分離して子の所得分は収入認定せずに学費等

に回すこともできる仕組みはあります。

(委員)

高齢者の貧困に関しては、家族が関りを持つとすればするほど今のような問題が起きてきます。今後このようなケースが多数出てくるようになると思いますので包括は大変だと思いますが、頼りにしていますので困難なケースを解決していただきたいと思います。医療職の立場で包括にお尋ねします。相談内容の医療と主相談件数の医療の項目に関して、どのような相談があるか教えてください。

(事務局 (包括))

医療機関に関する相談をカウントしています。例えば、病院に行くことが身体機能的に難しくなって往診医の先生を紹介してほしい。認知症の疑いがあるがどこへかかればよいかといった相談があります。医院の紹介は加古川医師会のホームページを参考にしています。精神疾患や難病の方は訪問看護が医療保険から提供されることがありますのでその場合も医療でカウントしています。

(委員)

病院からこのような患者がいるが近隣で見てくれる医師を紹介して欲しいということはあるのでしょうか。

(事務局 (包括))

離れた場所の病院から、加古川市域の訪問診療の把握ができていないので教えてくださいといった問い合わせがあることもありますが、市内の病院はいろいろな情報を持って診療していただいていると感じています。

(委員)

市内の病院からの依頼はないということによろしいでしょうか。

(事務局 (包括))

包括内でバラツキはあるかもしれませんが、当包括ではそのような問い合わせはないように思います。

(委員)

前回の報告で、ある包括の医療件数が大変多かったのが疑問に思いましたが、上半期はそれほど差がないように思います。介護事業所に関しては公正・中立の観点から35%の基準がありますが、医療機関に関しては基準がないので特定の医療機関へ紹介するようなことがあ

ればいかなものかと思っています。どのような相談を受けているか、件数や相談内容の中身についても精査する必要があるのではないかと思います。

(委員)

最近ニュースで高齢者が施設を利用したい場合、都市部を中心に斡旋業者が横行していると報道していましたが、加古川市の状況はどうでしょうか。

(事務局)

そのような話を耳にした際ネットで検索してみましたが、マッチングというようなページは上がっていましたが加古川市を中心というような情報はありませんでした。

全国的にそのようなことがあるのは確実で、背景としては、将来的に介護、医療の需要が上がっていく一方でその伸び方に地域差があります。当市でも今までよりも介護施設での利用者の確保に困難を感じている事業所もあると聞いています。事業所からは利用者の獲得を進めたい思惑があり、利用者は事業所情報を知りたいといったところが噛み合っってそのようなサービスがなされているのではないかと思います。

利用者が求めているどのような施設がいろいろかなどの情報に到達しやすい仕組みがあるべきだとは思いますが。厚生労働省が事業所の詳細情報を公表していますが、内容が難しく何が良いかの指標がないため皆様から見てもわかりにくいと感じられていると思います。具体的にどうすべきなのかわかりませんが、事業所と利用者のマッチングに課題があることは事実だと思います。

(委員)

商売なので、2、30万円といった仲介料を取られているようです。お金をお持ちの方はよいがそうでない方や、そういう斡旋に流されるケースもあるかもしれませんので、市でもそのようなことが起こった場合どうするのか協議しておいてほしいと思います。

(委員)

部会等開催状況の管理者会議で、ケアマネ不足によるサービス利用までの待機期間の周知について議論されていますが、今は介護保険サービスを受ける必要はないがとりあえず申請したという方もいて実際に支援1、2の認定が出ています。実際、サービスの必要な方がサービスを受けられないという方がどのくらいいるのか。サービス利用者を包括が担当できるのか居宅へ委託するのか。介護認定の方は自己作成できるが、要支援の方が自己作成できない理由を教えてくださいいただけますか。

(事務局)

制度上はご本人が必要であれば自己作成は可能ですが、実際にケアプランを専門職ではない

人が作成するのは難しいことです。見込み違いのケアプランについての自己作成はありますが、ケアマネが不足しているからといって、安易に自己作成にするというのも難しいのではないかと思います。

(事務局 (包括))

ケアプランが必要な場合はケアマネを探しますが、時期や場合によっては7件以上当たることもあります。探して頼んで順次お願いしているので待機人数の数字は出しにくいのですが、緊急性がなければ1、2週間待ってもらうこともあります。

(委員)

他にご意見等はありませんか。

質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

(2) 令和7年度包括事業実施計画について

(事務局)

資料3より説明

(委員)

事務局からの説明は終わりました。何か質問はありますか。

(委員)

総合相談で包括へ飛び込みでの相談もありますか。

(事務局 (包括))

原則、電話等で約束の上来所していただきますが、飛び込みで来られる場合も多いです。

(委員)

親が市内に住んでいるが家族(子)が他県等に住んでいる場合の相談について、子は包括へ相談したいが電話だけでは心もとない。出向くとなると包括との日程が合わないということもあるのではと思ってお尋ねしました。

(委員)

包括への期待を込め市民代表として意見を伝えたいです。

包括は業務が多く大変だと理解している上で、2の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、6の地域ケア会議の推進に力を入れてほしいと思いました。

包括とケアマネが連携することとケアマネ向けの研修会を多く実施してほしいです。会議の

中で何度もケアマネ、介護職不足の話がありましたが、支援する側が責任を持つことが仕事することの喜びに結びついていくと思います。そのための包括であってほしいと思います。相談幹旋業者の話もありましたが、全国的にそのような商売が起こることを考えたときに、一般の方が相談する場所を知らないということだと思います。

施設について知りたいと思っても直接施設へ聞くことができない、どうしたらいいかわからないといった時に、親切にきめ細やかに施設の説明をしてくれる業者があれば相談者はそちらを頼ります。だからこそ、包括がケアマネと連携してケアマネは研修を受けスキルアップすることで包括の本来の在り方を活かせるようにしてほしいです。

(委員)

包括も大変お忙しいでしょうがお願いします。

(委員)

自立支援の質の向上について教えてください。どのようなことが質の向上なのでしょう。

(事務局)

地域ケア会議のところで、自立支援マネジメント会議など各会議内容については説明いたしましたが、要支援の高齢者が増えてくる中で、高齢者ができるだけ元気に住み慣れた地域で暮らしていくために介護保険サービスを利用いただくにしても、自立に向けて比較的元気になっていただく視点を持つことが今後重要になると考えています。

その視点を反映できるような会議になるよう取り組みを考えています。

(委員)

自立の質の向上を進めていくのは包括と専門職の問題であって、利用者の質の向上ではないということでしょうか。

(事務局)

必要な人が適切なサービスを受けられるようになることが必要となるため、住民の意識も大切になるので両方に対して関わってくることを考えています。

(委員)

今後の包括の業務がどのようになっていくか高齢者が増加する2027年まで準備期間がありますが、85歳以上の方が増えて、医療、介護依存が高くて亡くなっていく社会が到来するにあたり、いつまでも元気であったらという旗を振り続けるだけではない役割が包括の中に含まれるわけで、令和7年はこうであっても2027年に向けて地域の医療構想に合わせた包括の計画を追求していったらいいと思います。

他にご意見等はありませんか。

質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

(3) 認定者数、受給者数等のモニタリング結果について

(事務局)

資料4より説明

(委員)

2040年に向かって後期高齢者が増えていく見込みですが、それに伴って必要になる介護者の数の推計はありますか。

(事務局)

市として今後必要となる介護者の推計はしていませんが、介護需要の伸びについては「見える化システム」を活用して推計しています。

(委員)

ただ、このような推計は後期高齢者の数がもとなっているという点では正確性を欠きます。なので、年齢区分を細分化し、各区分の疾患や介護の傾向を加味したうえで推計してほしいと思います。

(事務局)

現状どのような手段になるかはわかりませんので難しいかもしれませんが、市の持つデータやシステムを活用すれば可能だとは思いますが。

また、現状人口推計については国立社会保障人口問題研究所の推計を活用しておりますが、委員のおっしゃるような細分化した推計となると別指標を模索する必要もあり、どの指標を使っていくかというのは非常に難しいところです。

(委員)

このようにして数字を出していかないと、世の中は納得しにくいです。未来の数字を見える化しこれは将来大変なことになると緊張感をもってもらうためにこのような取り組みが必要なのではないかと考えています。

(委員)

介護需要の伸びと介護者不足という、逼迫した将来に対する施策として、年齢区分ごとの認定率について、将来目標の設定をした上で、健康増進に資する事業を行うのがよいのではないかと思います。また、同一年齢区分の中で、介護度が比較的高い人と低い人を比べた時に、ど

のような違いがあるのかの分析や、他自治体でうまくいっているところの分析を進めるのもよいかと思います。

(委員)

他にご意見等はありませんか。

質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

(4) 介護予防・重度化防止の目標達成状況等について

(事務局)

資料5より説明

(委員)

事務局からの説明は終わりました。何か質問はありますか。

アウトカムにとっては本人がADLや臨床についての理解、市民への理解が深まって加古川市の臨床が対応可能になっているか、衰えていくが市が掲げているウェルビーイングのように幸福だ、これでいいんだということもあります。

ACPのこともありますが気持ちをそのように持っていく、納得いくというのがアウトカムではないかと思います。抽出が少ないと評価できないがこのくらいの人口でこれくらいの回答が得られれば効果があったと言えるとか、市が取り組んでいるウェルビーイングの指標もあると思うのでそこまで行くと面白いと思う。成果、効果は見込めないのでしょうか。

(事務局)

指標について、事業をやっていく中で成果指標として測れたらと思います。来年度には高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けてアンケートを実施しますのでそのアンケート項目の中身についても検討して反映できるように考えたいと思います。

(委員)

生活支援体制整備事業のささえあい協議会は2019年から2地域でスタートし、現在は12地域で進められていますが、この活動はこのような形になってほしいという理想の形があって進められているとは思いますが、理想の形がわかりにくいです。

氷丘地区は一番初めからスタートし6年経過しているが必要性が良く分からないです。

年に4、5回集まって取り組んでいます、この効果を市はどのように捉えているのか、今後どのように進めようとしているのか教えてください。

(事務局)

効果については、協議会で地域の支援体制を構築していきましょうという言葉ではありますが

実際どのような効果になっているかは目に見えにくいところだと実感しています。数字的に諮れるものがある一方で、数をカウントしたとしても最終的に地域の方が住み慣れた地域での生活を維持できて、住民の方の満足度、充実感、安心感に実感が得られることが最終的に目指しているところだと思っています。そこに至る活動的な回数は数字として出てきますが、最終目指すというところという数字ではなく住民が地域での暮らしの中で、選択できる暮らしのサービスが十分にあって、そこで暮し続けることができると感じられる形がいいと思っています。

(委員)

中学校区で展開しているが、地域住民の方は中学校区が遠方になります。そこでイベントをしたとしても集まれる方は一握りの方で、集まれない方のほうが多いです。そのような状況で年に何度もイベントを繰り返す意味があるのでしょうか。氷丘地区ではどうすべきかを考えたときに町内会単位でそれぞれが生き生きと輝いていけばいいとなり、この日曜日にささえあい研修会（音楽療法とボッチャ）を実施し、地域の人に楽しんでもらう、楽しむ場を提供してこれを町内会へ持ち帰ってもらうということにたどり着きました。今後、繋がっていくかわかりませんが、手探り状態で負担感もあり、参加者はいつまでするんだろうと口にしながら参加しています。事業を進めるにあたり、こうなってほしいということを経験して5年、10年と区切ってやれば反省しつつ必要なことを検討しながら進めていくことができるのではないのでしょうか。その方が地域としてはありがたいです。

(事務局)

どのような形を目指してやっていくかについては、市も社協の生活支援コーディネーターとも目線合わせが必要と感じています。皆さんと取り組む中で、ずれが生じないようにしていこうと思います。

(委員)

他にご意見等はありませんか。

質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

(5) 介護給付適正化の目標達成状況等について

(事務局)

資料6より説明

(委員)

医療情報との突合などは不正な請求を防ぐ意味でも重要な取り組みだと思います。貴重な保険財源ですので、適正な運用のためにしっかりと取り組んでほしいと思います。

他にご意見等はありませんか。

質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

(6) 令和7年度介護保険事業特別会計予算について

(事務局)

資料7より説明

5 その他

介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請等手数料の設定について

(事務局)

資料8より説明

6 閉会

(副会長)

あいさつ